

平成30年度

第1回前橋市公民館運営審議会資料

- 平成30年7月3日（火）
- 午後2時00分～
- 前橋市中央公民館 501学習室

目 次

1	平成30年度 生涯学習課基本方針・重点施策	-----	1～4
2	平成30年度 教育行政方針（抜粋）	-----	5～11
3	平成30年度重点事業	-----	12～16
4	公民館における事業（学級・講座等）趣旨	-----	17～18
5	平成30年度 公民館及びコミュニティセンター職員研修計画	-----	19～20
6	前橋市公民館運営審議会の概要	-----	21～23
7	前橋市公民館運営審議会 研究課題・諮問内容及び	-----	24

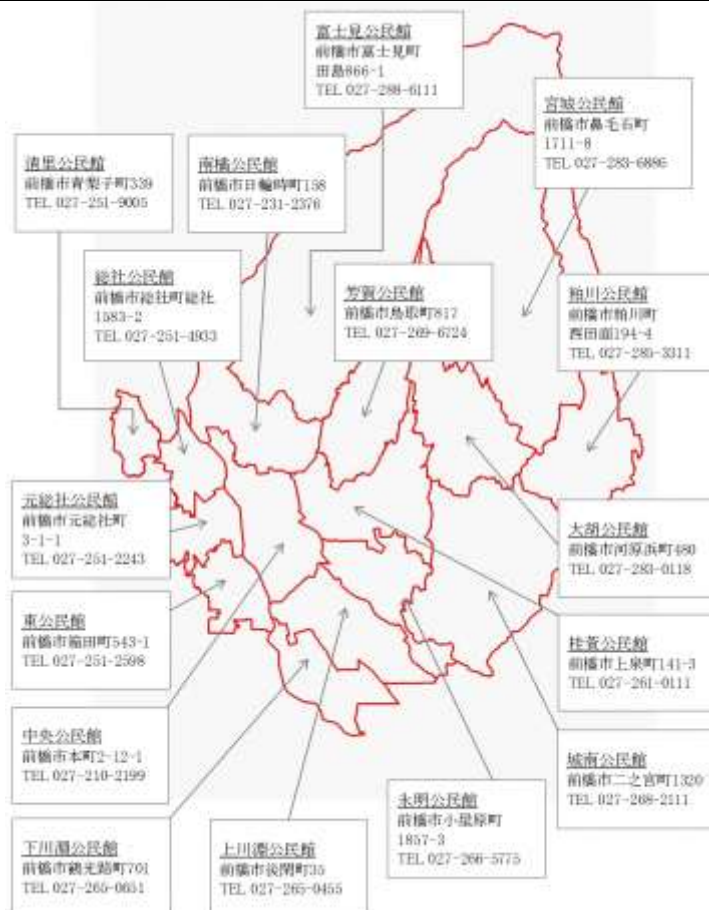
平成 30 年度 生涯学習課基本方針・重点施策

1 教育委員会事務局の主な事務分掌（前橋市教育委員会行政組織規則第 2 条別表第 1（抜粋））

課名	分掌事務
総務課	1 職員の人事、研修等に関する事項 2 予算、条例等に関する事項 3 教育委員会の会議に関する事項 4 学校給食・共同調理場に関する事項 5 事務局相互の連絡調整に関する事項
教育施設課	1 教育施設の建設・学校施設の管理に関する事項
文化財保護課	1 文化財に関する企画・調整に関する事項 2 文化財の保護・普及・調査に関する事項 3 文化財関係団体・文化財施設に関する事項 4 刀剣類の製作承認に関する事項
学校教育課	1 学校経営・学校保健に関する事項 2 教育施策の企画・調整に関する事項 4 教職員の人事・教育指導に関する事項 3 学校教育関係団体に関する事項
生涯学習課	1 生涯学習・社会教育に関する総合的な企画・調整に関する事項 2 成人教育に関する事項 3 社会教育指導者養成に関する事項 4 社会教育施設（公民館）に関する事項 5 社会教育関係団体（青少年団体を除く。）等に関する事項
青少年課	1 青少年の健全育成に関する事項 2 青少年団体・青少年育成指導団体に関する事項 3 青少年健全育成施設等に関する事項 4 いじめ対策・学校生活における悩みの相談に関する事項 5 児童文化センターに関する事項 6 青少年支援センターに関する事項

本市の公民館（16 館）

- 中央公民館
- 地区公民館
 - 1 上川淵公民館
 - 2 下川淵公民館
 - 3 芳賀公民館
 - 4 桂萱公民館
 - 5 東公民館
 - 6 元総社公民館
 - 7 総社公民館
 - 8 南橋公民館
 - 9 清里公民館
 - 10 永明公民館
 - 11 城南公民館
 - ⑫ 大胡公民館
 - ⑬ 宮城公民館
 - ⑭ 粕川公民館
 - ⑮ 富士見公民館



2 社会教育施策を進める上で目指す方向性（第2次前橋市教育振興基本計画より）

本市教育委員会では、前橋の教育が目指す人間像を「多様な人と協働しながら、主体的・創造的に社会を創る人」とし、教育における人づくりには4つのステージがあると考えました。それが、[個を伸ばす][認め合う][創り出す][未来へ]です。

社会教育分野で人づくりのための4つのステージで目指す方向性は次のとおりです。

○個を伸ばす

地域課題や市民ニーズに対応した多様で魅力ある「学びの場」の提供により、「主体的な学び」の実現を図ります。

○認め合う

お互いの人権や個性を尊重しながら、支え合う心豊かなコミュニティを形成する仕組みを通して、家庭や地域の様々な人との関わりの中で社会性を高める支援をします。

○創り出す

個の学びやその学習成果を基に、地域の多様な主体が連携・協働し、交流することを通して、生涯活躍できる力を地域とともに育みます。

○未来へ

ふるさとを愛し未来を拓く人材を地域で育み、それぞれの個性や特技を活かし融合させることにより、新たな価値を創り出す地域の担い手づくりを支援します。

3 施策の柱（平成30年度教育行政方針より）

(1) 「主体的な学び」の実現につながる学習機会の提供

地域課題や市民ニーズに対応した多様で魅力ある学びの場の提供により、市民一人一人の個性を伸ばし高められる「主体的な学び」の実現を図ります。

- ① 子育て、親子支援の充実
- ② 青少年体験・チャレンジ活動の充実
- ③ 生涯学習奨励員活動支援の充実
- ④ 自主学習グループ活動支援の充実
- ⑤ 学び合い、人権、地域ふれあいの充実

(2) 公民館・コミュニティセンターの充実

公民館やコミュニティセンターが「社会教育の拠点」として、個の学びの成果を社会へ還元できる仕組みづくりを行うとともに、多様な主体が連携・協働し、地域と交流することを通して、生涯活躍できる力を地域とともに育みます。

- ① 公民館における社会教育事業の充実
- ② コミュニティセンターにおける社会教育事業の充実
- ③ 職員研修の充実

(3) 地域の担い手の育成と活用

ふるさとを愛し未来を拓く人材を地域で育み、それぞれの個性や特技を活かし融合させることにより、新たな価値を創り出す「地域の担い手」づくりをともに育みます。

- ① 学びの成果の地域還元
- ② 地域の人材育成と活用

4 生涯学習課の主な事業

事業名	事業のねらい	対象	期日等
生涯学習推進本部	生涯学習を推進するための全庁的な組織	職員 生涯学習奨励員	年間
情報提供事業	生涯学習に係る情報提供（生涯学習だより等）及び相談	市民	年間
生涯学習奨励事業	公民館等を拠点に、自治会活動の一環として生涯学習活動を行う生涯学習奨励員を自治会からの推薦により委嘱。（全 285 自治会から各 1 人） 各公民館で生涯学習奨励員研修等を実施。生涯学習課が連絡協議会の事務局となっている。	市民	年間
生涯学習 フェスティバル	各町の広報紙の展示や生涯学習活動の紹介等、市民や生涯学習関係団体の参加による生涯学習の祭典（会場：前橋プラザ元気 21）	市民	8月下旬
出前講座	市業務の内容や専門知識を職員が出前という形で出向き、市民とともに学ぶ。多彩な講座メニューがあり、そのほかにも市民や特技を活かした職員による講座も実施（H29 実績 358 件）	市民	年間
社会教育委員会議	教育委員会により委嘱された委員が諮問に基づき、本市の社会教育に関する調査・協議を行う。 任期：2年	委員	年間4回
本庁管内の 社会教育事業 （コミュニティセ ンター機能）の充実	コミュニティセンターが地域における「社会教育の拠点」としてより活用されるよう、当該施設の指定管理者、地域担当専門員等と連携を深め、地域ニーズに応じた講座学習の実施等を促進する。	市民	年間
人権教育	前橋市教育委員会人権教育推進会議、指導者研修会、集会所事業などにより、人権教育を推進する。	市民	年間
市民展	芸術文化の一層の振興と水準の向上を図るため、美術・写真・書道の三部門が市民の芸術創作活動の成果を公募、展示する。	市民	3月

事業名	事業のねらい	対象	期日等
団体育成	ボランティア育成講座の実施による人材養成や社会教育団体への支援などを行う。	市民	年間
公民館職員研修	初任者研修、事業別研修、同実績発表会（子育て、親子支援、青少年体験・チャレンジ活動、学び合い、人権、地域ふれあい等）、ワーキングチーム（社会教育指導主事等）による研修などを実施し、職員の資質向上を図る。（引き続き外部評価を導入）	職員	年間
公民館長会議	地域課題への対応や市民ニーズの把握などを図るための会議	公民館長	年間 (偶数月)



生涯学習フェスティバル
「秋元公歴史まつりコーナー」



コミセン主催事業「護身術講座」

平成30年度

教育行政方針（抜粋）

前橋市教育委員会

3 社会教育分野

社会教育については、生涯学習、図書館、文化財のそれぞれの分野において、以下のよう
な目指す方向性をもって取組を進めます。

<施策を進める上での目指す方向性（第2期前橋市教育振興基本計画より）>

生涯学習（公民館・コミュニティセンター）

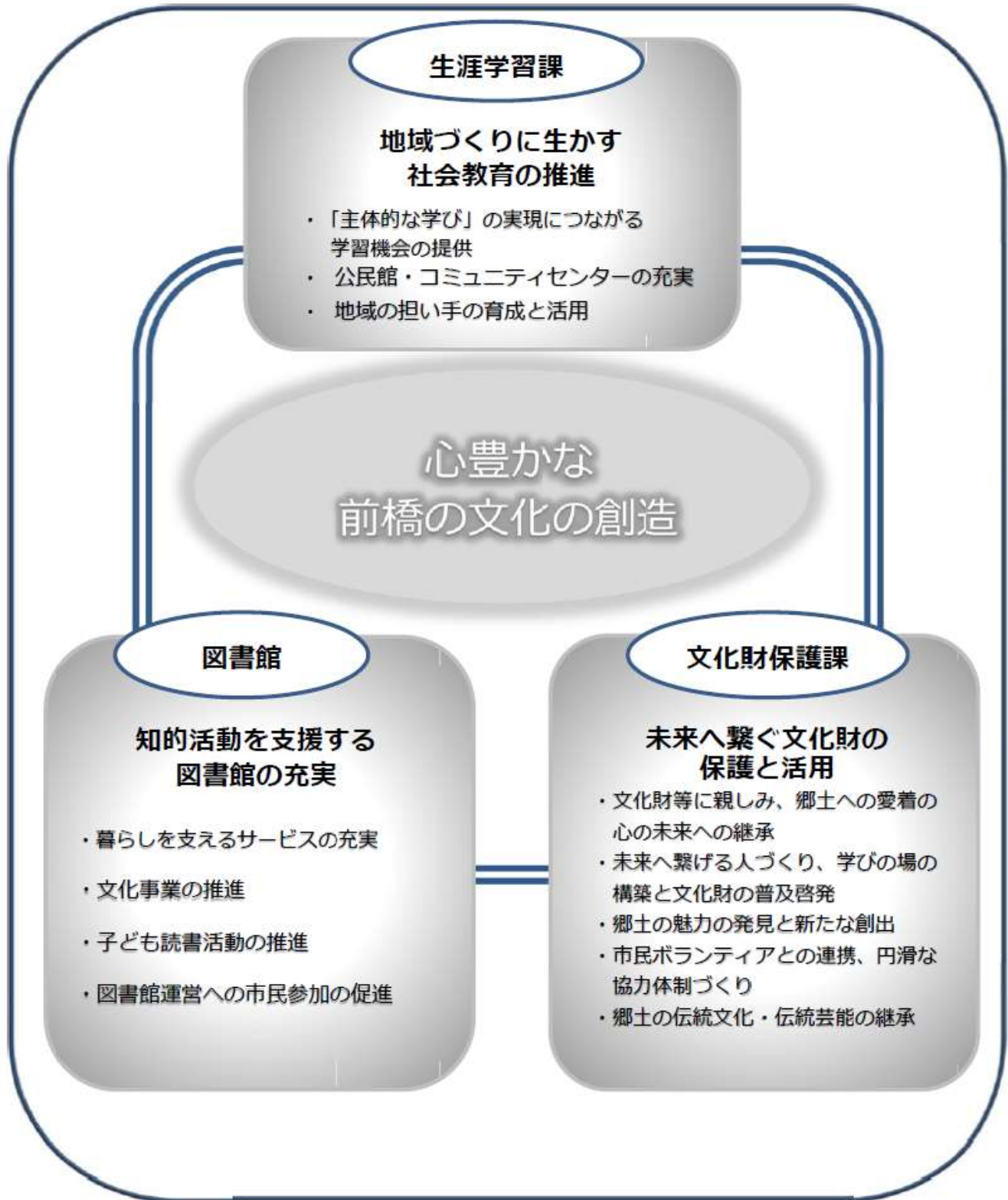
- 個を伸ばす：地域課題や市民ニーズに対応した多様で魅力ある「学びの場」の提供により、「主体的な学び」の実現を図ります。
- 認め合う：お互いの人権や個性を尊重しながら、支え合う心豊かなコミュニティを形成する仕組みを通して、家庭や地域の様々な人との関わりの中で社会性を高める支援をします。
- 創り出す：個の学びやその学習成果の活用を基に、地域の多様な主体が連携・協働し、交流することを通して、生涯活躍できる力を地域とともに育みます。
- 未来へ：ふるさとを愛し未来を拓く人材を地域で育み、それぞれの個性や特技を活かし融合させることにより、新たな価値を創り出す地域の担い手づくりを支援します。

図書館

- 個を伸ばす：個人の興味、関心を満たすための、あらゆる資料や情報の提供を積極的に進めることにより、市民一人一人の知的欲求に応えます。
- 認め合う：赤ちゃんからお年寄りまで、あらゆる市民が利用し交流できる環境を整えることにより、認め合い、学び合う活動の場を提供します。
- 創り出す：学びの成果を共有できる場を提供することで、ボランティアや地域の活動などに主体的に取り組む人材を育成します。
- 未来へ：郷土資料などの活用を促進し、郷土を愛する心を育むことにより、次世代につなげるための文化活動を推進します。

文化財

- 個を伸ばす：専門職員を確保し、市民に文化財に関する知識・能力を習得する場を提供することにより、市民の主体的な学びの実現を図ります。
日常的に文化財や、伝統文化に親しむことができる環境を整えることにより、興味や関心を持たせ、探究心、想像力を高め、個の伸長を図ります。
- 認め合う：文化遺産や伝統文化を地域の中で世代を超えて継承するための環境を整えることにより、文化財を通じた人々のつながりを深めます。
- 創り出す：市民が習得した知識等を地域に還元する体制を整えることにより、ボランティアなどで活躍できる生きがいを高めます。
地域の文化財・伝統文化・行事・芸能などを継承していくことの意義を学ぶことにより、皆で支え合う環境づくりを図ります。
- 未来へ：地域に愛着を持てるような事業や新たな文化の創造などへの取組を進めることにより、地域を愛し未来を見つめる人づくりを進めます。



3 社会教育分野

(1) 生涯学習

施策の柱	施策の目標	事業概要
<p>(1) 「主体的な学び」の実現につながる学習機会の提供</p> <p>地域課題や市民ニーズに対応した多様で魅力ある学びの場の提供により、市民一人一人の個性を伸ばし高められる「主体的な学び」の実現を図ります。</p>	<p>①子育て、親子支援の充実</p> <p>【生涯学習課】</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 子育て・親子支援のための家庭教育力向上への支援として、育児に関する基礎的な知識や技術の習得などの学習機会を提供する。 □ 親子ふれあい、学び（子育て・発達・遊び・健康・食育等）、育楽ライフ・リフレッシュなど、地域課題や市民ニーズに柔軟に対応した学習プログラムづくりに取り組む。また、大学等の出前講座・連携講座を積極的に取り入れる。 □ 地域の託児協力者や保健推進委員、民生委員・児童委員等を対象とした「子育て支援・理解」を目的とする講座を開催するとともに、子育て世代の人も自らが支援者となり得る機会の提供（家庭教育学級の企画・運営への参加や託児体験等）により、意識醸成を図ることで、地域全体で子育てを支援する体制づくりに努める。
	<p>②青少年体験・チャレンジ活動の充実</p> <p>【生涯学習課】</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 子供が主体的、対話的に学べるプログラムづくりに努める。 □ ふるさとのよさに気づき、ふるさとを愛する心の育みにつながる「自然」「歴史」「文化」「食」をテーマとした体験プログラムの講座開催に努める。
	<p>③生涯学習奨励員活動支援の充実</p> <p>【生涯学習課】</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 生涯学習奨励員活動推進のための研修講座を開催し、生涯学習奨励員の活動の広がり・高まりを強める。 □ 生涯学習奨励員実践発表会等の開催により、活動の成果を地域に広く周知するとともに、奨励員活動の支援を行う。

施策の柱	施策の目標	事業概要
	<p>④自主学習グループ活動支援の充実 【生涯学習課】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自主学習グループの活動支援や立ち上げにつながる講座を開催する。 ○ 自主学習グループの会員増につながる取組（サークル見学・体験月間等）を行い、グループの継続的活動の支援を行う。
	<p>⑤学び合い、人権、地域ふれあいの充実 【生涯学習課】</p>	<p><暮らしの学び合い・人権></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 健康、食育、環境、安全安心など、市民にとってより良い生活をテーマとした講座を開催する。 ○ 同和問題をはじめとした複雑で多様な人権問題の解決に向け、市民一人一人が人権の意義や重要性について正しい知識や豊かな人権感覚を身に付けた社会の実現を目指し、人権講座の開催等の取組をねばり強く進める。 <p><交流・地域ふれあい></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 異世代交流・世代間交流により、お互いの人権や個性を尊重しながら、様々な人との関わりの中で社会性を高める支援を行う。 ○ 地域団体・企業・教育機関等との連携により、歴史・文化・産業・伝統伝承講座などの地域特性を活かした事業や講座を開催し、地域交流を図る事業に取り組む。 ○ 文化祭や地域行事など、地域活動を繋ぐ役割を果たす。
<p>(2)公民館・コミュニティセンターの充実 公民館やコミュニティセンターが「社会教育の拠点」として、個の学びの成果を社会へ還元できる仕組みづくりを行うとともに、多様な主体が連携・協働し、地域と交流</p>	<p>①公民館における社会教育事業の充実 【生涯学習課】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個の学びの成果を活かしながら、地域社会での役割の自覚、学習成果の地域還元により、様々な主体（市民・地域・家庭・NPO・学校・企業等）と連携・協働する仕組みづくりを行う。 ○ 市民が主体的に学ぶことができる学習機会の提供や様々な人が関わる地域交流や居場所づくりに努める。

施策の柱	施策の目標	事業概要
<p>することを通して、生涯活躍できる力を地域とともに育みます。</p>	<p>②コミュニティセンターにおける社会教育事業の充実 【生涯学習課】</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ コミュニティセンターが「地域社会における社会教育の拠点」となるよう社会教育事業の充実を一層図る。特に、平成30年度から新設する第一コミュニティセンターや新たに指定管理となる第四コミュニティセンターについては、学校や地域との連携に配慮し、社会教育事業の新たな取組を展開する。 □ 地域・指定管理者・地域担当専門員との連携・協働によりコミュニティセンターでの実施事業を円滑に推進する。
	<p>③ 職員研修の充実 【生涯学習課】</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 公民館及びコミュニティセンターの職員を対象とした各種研修の実施により、職員の意識向上の醸成を図る。 <p><公民館></p> <ul style="list-style-type: none"> □ 公民館職員で構成する研修運営委員会が企画・運営する「初任者研修」、「事業別研修」等の計画的な実施により職員の資質向上やコーディネート力の向上を図り、公民館の「専門性」の強化につなげる。 □ 事業別研修会では年度末の実績発表会において地域や関係団体代表者等からの外部評価を導入し、広い視野からの意見を取り入れることで事業の充実に活かす。 □ 社会教育主事資格の取得促進及び全公民館への配置を目指し、職員の「専門性」を高める。 □ ノーツのデータベースを活用した情報共有システム「ひらめきへの扉」を活用し、公民館相互の情報共有を積極的に図り、公民館事業に活かす。 <p><コミュニティセンター></p> <ul style="list-style-type: none"> □ 地域社会における「社会教育の拠点」として、コミュニティセンター職員の社会

施策の柱	施策の目標	事業概要
		<p>教育事業に対する意識醸成を図るための計画的な研修を実施する。</p>
<p>(3)地域の担い手の育成と活用 ふるさとを愛し未来を拓く人材を地域で育み、それぞれの個性や特技を活かし融合させることにより、新たな価値を創り出す「地域の担い手」づくりをともに育みます。</p>	<p>①学びの成果の地域還元 【生涯学習課】</p> <p>②地域の人材育成と活用 【生涯学習課】</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 個の学びやその学習成果を地域づくりに還元できる仕組みづくりに取り組む。 □ 自己実現と社会参画への意欲の喚起とその機会の提供に努める。 <ul style="list-style-type: none"> □ ふるさとを愛し、未来を拓く人材を地域で育てる。また、個の学びやその学習活動の成果を地域へ還元できる機会や活躍できる場を設け、新たな価値を創り出す地域の担い手づくりを支援する。 □ 地域の人材が公民館事業の企画・運営に携わる機会を設け、積極的に活用することで、地域の担い手としての資質向上を図る。 □ 市民の自発的活動による社会参画を推進するため、ボランティア育成講座の開催やボランティア団体との連携により、生涯学習・福祉・文化・学校支援などで活動するボランティアの育成を図る。 □ 出前講座の市民講師の利用促進により、市民の主体的な生涯学習に関するボランティア活動の奨励を図る。

平成30年度重点事業

1 地域寺子屋事業の拡充

【学校教育課】【生涯学習課】

- 市内公民館等を会場に、教職経験のある指導者や地域のサポーター、大学生ボランティアによる中学生への学習支援を進める。地域をあげて家庭や学校との連携を深め、子どもたちの社会生活の基礎知識や人とのかかわりなど、社会性や人間性を育むとともに、指導者や友達との協働による学びの中で、自己肯定感や自己有用感の高まりが期待できる。

2 赤城山ろく里山学校の充実

【学校教育課】【生涯学習課】【文化財保護課】【青少年課】

- 赤城山麓の里山を中心とした自然や土地の特性を生かした体験活動をとおして、ふるさとのよさに気づき、ふるさとを愛する心を育てるとともに、小学生による異年齢交流、地域の小学生と大人との交流、地域の枠を超えた様々な人との交流を図る。

3 教員の多忙さ解消の推進

【学校教育課】

- 教員が子どもと向き合う時間を確保し、質の高い授業や個に応じた指導ができるよう、単独で授業を担う「前橋小学校教科指導講師」や事務作業の補助を行う「前橋校務補助員」、部活動の指導を行う「部活動指導員」などの非常勤職員を効果的に学校に配置し、支援を行う。

4 青少年支援事業

【青少年課】

- 学校における生徒指導上の様々な問題に対して、青少年支援センターが迅速に学校と連携・協力して解決に努める。また、関係機関との連携を行う「スクールソーシャルワーカー」の派遣や、不登校傾向の子供の支援のための「スクールアシスタント」の学校への配置、「オープンドアサポーター」による不登校・ひきこもり傾向の生徒宅への訪問を行う等、健全な青少年の育成を目指す。

5 ICTを活用した教育の推進

【学校教育課】

- 無線LANを利用できる学校環境において、日常的にICTを活用することで、疑問をもたせる場面や情報を収集・整理したり、考えをまとめて表現したりする活動等を充実し、児童生徒が思わず身を乗り出す授業の実現を目指す。

6 小学校英語教育の充実

【学校教育課】

- 小学校で新たに始まる外国語活動、外国語科の指導を支援するため、効果的なALTの配置や外国語活動の支援を行う「前橋イングリッシュサポーター」を増員し、外国語を使う必要を感じる場面設定の工夫や、外国語を用いて自らの思いや考えを伝え合うことの楽しさを味わえる授業づくりを推進する。

7 特別支援教育体制の充実

【総合教育プラザ】

- 特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室、「ほっとルーム」などを持つ本市の特別支援教育体制の良さを活かしながら、一人一人の障害や発達段階、特性等に適した指導を行う。また、通常の学級に在籍する支援を必要とする児童生徒に対して、「学習サポーター」を配置し、担任と協力しながら個に応じた指導の充実を図る。

8 幼児教育と親育ちの支援

【総合教育プラザ】

- 幼児期に必要な生きる基盤となる体験ができるよう、家庭や園所等で目指す方向性をまとめた「まえばし幼児教育充実指針 めぶく～幼児の育ち～」を広く市民に周知し、それを基に、園所、公民館等を会場に「子育て井戸端会議」を広く開催する。

9 公民館・コミュニティセンターの充実

【生涯学習課】

- 地域の絆づくり、活力ある地域社会を構築するため、公民館を中心としながら、コミュニティセンターについても地域の活動拠点として高めていく。公民館では、地域の特色と未来像をまとめたコミュニティデザインを磨き上げながら、地域住民が主体的に活動できるしかけを工夫し、社会教育事業の充実を図る。コミュニティセンターの指定管理者に対しては、引き続き機能充実に向けた体制づくりを支援する。

10 文化財の活用の推進

【文化財保護課】

- リニューアルオープンした臨江閣や阿久沢家住宅など誇れる地域の文化財を市民が活用できるよう積極的に発信していくとともに、平成28年度に完成した総社歴史資料館が小学生を始め、市民の魅力的な学びとなるよう運営を工夫していく。

公民館・コミュニティセンターの充実

公民館とコミュニティセンターの役割

公民館	コミュニティセンター
<p>○社会教育施設…社会教育事業の実施 (1=個を伸ばす 2=認め合う 3=創り出す 4=未来へ)</p> <ol style="list-style-type: none"> 主体的な学びの実現を図るための地域課題や市民ニーズに対応した「学びの場」の提供 様々な人が関わる地域交流や居場所づくり 個の学びや学習成果の活用を基に、多様な主体が連携・協働する仕組みづくり 新たな価値を創り出す地域の担い手づくりを支援 	<ol style="list-style-type: none"> これまで貸館業務が主であったが、平成29年度から仕様書に社会教育事業への取り組みを明記し、同年9月の条例改正により、「地域社会における社会教育の拠点」として位置づけた。(H30.4.1施行) 平成29年度から職員研修や自主企画事業を開始し、社会教育事業の充実に向けた取り組みを実施 指定管理による管理（指定管理期間 3年間） 第一コミセンは当面の間直営方式の予定。第二・三・五コミセンは自治会組織、第四コミセンは社協(予定)

前橋市社会教育委員会議からの提言(H29.3.29)

公民館の「専門性」・「越境性」	地域のつながりや支え合いを創出するコミュニティセンターの在り方について
<p>○専門性…地方創生時代の公民館には、地域課題に対する学習機会を多面的に提供し、学習成果を地域へ還元する仕掛けをファシリテートする「専門性」が求められる。</p> <p>○越境性…社会教育は領域に制約されず、領域を超えて学習成果を活用できる「越境性」を備えている。学びの提供者同士のハブとなる役割が期待される。</p>	<p>○地域コミュニティの拠点として、絆づくりと活力ある地域社会を形成するために、社会教育の場として機能することが求められる。</p> <p>○コーディネートやファシリテートの役割を備えた専門職員を置き、コミセン職員についても社会教育事業に関する計画的な研修を行うべき。</p>

上記提言を踏まえた平成30年度の取組
地域の絆づくり、活力ある地域社会を構築するため、公民館を中心としながら、コミュニティセンターについても地域の活動拠点として高めていく

生涯学習課の取組 「社会教育は人づくり・社会づくり」

管理係	社会教育係	
<p>施設管理の向上のための施策</p> <ol style="list-style-type: none"> 地域ニーズを踏まえた計画的な施設整備 市有施設簡易点検マニュアルを活用した施設の長寿命化の推進 安全確保・利便性の向上に配慮した施設の維持管理 拠点機能向上に向けた設備の充実 市長部局や指定管理者等との連絡調整 	<ol style="list-style-type: none"> 地域活動の推進 <ol style="list-style-type: none"> 関係機関及び関係団体との連携による「専門性」・「越境性」の強化 地域の活動拠点、交流の場の拠点化に向けた取組 仕組みづくりの強化 <ol style="list-style-type: none"> 地域担当専門員との連携 コミュニティセンター指定管理者・職員の研修開催 社会教育事業(講座学習等)の充実に向けたコーディネート 	
中央公民館	地区公民館	コミュニティセンター
<p>○公民館機能全体の充実</p> <ol style="list-style-type: none"> 公民館運営審議会 委員改選、新たなテーマの研究協議 特色ある社会教育講座の実施 ・次世代子どもプロジェクト(Mキッズ等) ・伝統文化学習事業(能と伊勢物語・こども能楽教室) 地域還元・担い手づくり 明寿大学(地域活動体験・ワーキンググループ研究等による学びの展開) 本庁管内を中心とした社会教育生涯学習奨励員研修、コミセンにおける講座の共催等 	<p>○地区社会教育拠点機能の充実</p> <ol style="list-style-type: none"> 地区を中心とした社会教育 ・講座の事業区分の見直しによる内容の充実 ・地域課題の共有 ・課題対応のための学習講座等 地域をつなぐ社会教育 ・地域団体との連携・支援 ・地域づくり事業への連携・支援 ・担い手の育成 コミュニティデザイン 地域での意見交換・情報共有によって磨き上げながら活用につなげる 	<p>○地域拠点としての取組</p> <ol style="list-style-type: none"> 制度の理解・浸透・意見交換、情報共有→意識の醸成 地域拠点となるための取組 ・社会教育係によるコーディネート(職員研修、事業協力等) ・地域団体、地域担当専門員、生涯学習奨励員等との連携 新たな社会教育の拠点での展開 ・一中地区(第一コミセンを新設) ・旧四中地区(第四コミセンは平成30年度から新規に指定管理)

地域寺子屋事業



実施状況

【中学生への学習支援事業】

- 実施会場 10会場（地域活動室・公民館・総合教育プラザ）
※昨年度より3会場拡充。
- 実施日 週2回（基本的に月曜、木曜の放課後）
※10月末までに35回実施
- 参加生徒数 一日平均11.1人（1会場あたりの平均）
※昨年度10.3人
- 課題
 - ・ 指導者、地域サポーター、大学生サポーターの恒常的な確保
 - ・ 各学校の終業時刻の変更に合わせた公民館施設の利用
 - ・ 生徒個々への対応に係る指導者と各学校との連携

平成30年度の実施に向けて

【中学生への学習支援事業】

- ◎ 市内全地域の中学生をカバーできるよう、段階的に実施会場を拡充して、最終的には全中学校区での実施を目指す。
- ◎ 関係大学との連携により、大学生サポーターを確保し、生徒の学習支援の一層の充実を図る。
- ◎ 学校との連携を強化し、学校と地域をつなぐ役割も果たす。

地域の自然・文化を生かした教育

赤城山ろく里山学校

- 赤城山ろくの自然や土地の特色などを生かした体験活動
- ふるさとのよさに気づき、ふるさとを愛する心の育成
- 地域の小学生による異年齢交流、地域の人との交流

平成29年度 実施状況

[富士見地区] 〈フレンドシップキャンプでの体験活動〉

(主管) 富士見公民館 (対象) 地区4小学校児童

○8月5日(土)~6日(日)「野外炊事、キャンプファイヤー等」

会場: 赤城少年自然の家 40名参加

○11月10日(金)~12日(日)「鍋割登山、ピザ作り等」

会場: 国立赤城青少年交流の家 40名参加

[協力団体] 富士見VYS、青少年育成会、赤城少年自然の家 他

[宮城地区] 〈阿久沢家住宅を利用した体験活動〉

(主管) 文化財保護課 (対象) 宮城小児童

○7月2日(日)~12月9日(土)の間 全3回

「材料観察、紙玉鉄砲作り、なわな体験、収穫体験 等」

会場: 阿久沢家住宅 3回合計51名参加

[協力団体] みやぎ児童クラブ、地域づくり協議会、宮城支所 他

[大胡地区] 〈人と地を活用した体験活動〉

(主管) 大胡公民館 (対象) 地区3小学校児童

○7月22日(土)「火起こし体験、カレー作り」

会場: 大胡ぐりーんふらわー牧場 36名参加

○30年1月21日(日)「星空観察」会場: 大胡公民館

[協力団体] おおごっ子育連、大胡VYS、大胡中 他

[粕川地区] 〈おおさる山乃家での体験活動〉

(主管) 青少年課 (対象) 粕川小・月田小・城南小児童

○7月28日(金)「滝めぐり・川遊び・カレー作り」

会場: おおさる山乃家 40名参加

[協力団体] まえばし農学舎、地域づくり協議会 他

[総社地区] 〈地域の史跡を活用した体験活動〉

(主管) 総社公民館 (対象) 総社、勝山小児童

○9月23日(土)「史跡散策と日本間酒造を利用した体験活動」

(会場) 総社歴史資料館・日本間酒造 29名参加

[協力団体] 総社歴史資料館説明員、食生活改善推進員会 他



[芳賀地区] 〈地域の資源を活用した体験活動〉

(主管) 芳賀公民館 (対象) 地区小学生と保護者

○6月10日(土)「親子で新じゃがが掘り体験」

(会場) 産直味菜の畑 親子30組参加

[協力団体] 農事組合法人 味菜、北部共同調理場 他

[南橋地区] 〈冒険遊び場(田口町)での体験活動〉

(主管) 南橋公民館 (対象) 地区小学生

○6月3日(土)~9月2日(土)の間 全7回

「割り箸鉄砲・ペットボトルロケット作り、野外調理 等」

(会場) 冒険遊び場(田口町) 7回合計253名参加

[協力団体] 生涯学習奨励員、民事協、リサイクルの会、ガールスカウト、ボーイスカウト、更生保護女性会 他

平成30年度の実施に向けて

今年度新たに総社地区、南橋地区、芳賀地区の3地区が加わり、市内7地区に拡充。小学生を対象に、赤城山ろくの豊かな自然や文化を生かした体験活動を実施してきた。今年度の実績をもとに、より子供達が参加しやすい内容で企画・実施していく。また、学校や家庭のみでなく、地域人材を活用した体験活動として地域全体で子供を育てる体制づくりを推進するとともに、子供同士、また、子供と大人の交流等を通して、ふるさとに誇りと愛着をもつ子供を育てる活動の充実を図る。

公民館における事業(学級・講座等)趣旨

	事業名	趣 旨	具体的内容
1	生涯学習奨励員研修	生涯学習奨励員の連携、協調のもとに奨励員活動のあり方について研修を行い、奨励員の資質向上及び地域の生涯学習の活性化を図る。	定例会の実施及び各種研修(講演会、野外研修等)の企画立案実施
2	情報提供事業(公民館報等)	地域住民に利用団体や地域文化・生涯学習に関する情報を提供し、生涯学習活動の推進を支援するとともに、主催事業の周知を図り、事業の効果的な募集の手段とする。	施設利用団体名簿の作成や公民館報の編集・印刷、ホームページの作成・管理、生涯学習相談等の実施
3	家庭教育学級	乳幼児あるいは小中学生を持つ親を対象に家庭教育に関する諸課題の学習をとおして、明るく豊かな家庭生活を築こうとする意欲や実践力の向上を図る。	子育てに関する講義、実習、実技等の実施
4	子育て支援講座	核家族化や流動化社会に伴い孤立化した子育て環境を改善するために必要な基本的知識や技術を学習し、地域での子育て支援を担う人材を養成する。	子育て支援ボランティア養成のための講義及び実技並びに実習の実施
5	少年教室	学校外での自然体験・ボランティア活動・世代間交流・創作活動などの諸活動を通し心身の健やかな育成と仲間づくりを図る。	小中学生を対象とした体験学習等の実施
6	高齢者教室	高齢者が抱える課題について学習することで、高齢社会の中で生き甲斐のある生活が送れるよう促し、地域社会の活動に進んで参画する意欲を高める。	高齢者を対象とし、老人クラブと連携した講義、実習、実技等の実施
7	地域づくり講座	地域の学習要求に基づいた必要課題・生活課題等の学習を実施することにより、地域の教育力の充実・活性化を図る。	地域資源及び地域人材並びに地域課題に着目した講座等の実施
8	文化祭	公民館を活動拠点とする学習団体が、日ごろの成果の発表と相互の交流を行い、また広く住民に公開することにより、地域文化の向上に資する。	地域が一体となった文化祭(舞台発表・作品展示等)の実施
9	自主学習グループ支援	公民館利用者(主に自主学習グループ)が、さまざまな学習活動を通して学んだことを地域に還元できる体制づくりを推進する。	自主学習グループ活動のスキル向上及び親睦を深めることを目的とした講演会、野外研修等の実施
10	公民館運営審議会 公民館運営推進委員会	地域の代表として、地域住民に公民館運営について積極的に参画していただくことで、公民館運営が円滑に進むような支援体制を推進する。	地区関係団体役員等を構成員とした定例会議を実施し、公民館運営の指針を示す。
11	セカンドライフセミナー	シニア世代が「自らの生き方」を問い直し、自分らしく生きることのできる生きがいづくりの普及啓発を図ると共に、地域回帰への働きかけを通じ地域づくりの推進役となるよう支援する。	定年退職者の地域デビューを応援するため及び地域を知るための講座の実施
12	環境講座	深刻化する環境破壊の現状を学びながら、自らの生活を問い直し、環境保護に向けて各自が取り組むことへの必要性を理解し、実践の方法をつかむ場とする。	身近な自然・環境を知る体験型講座等の実施
13	食育講座	食育や食に対する安全性の向上、地産地消の推進などの社会の動向を受け、地域の食育への関心を醸成する。	食育及び郷土食並びに地産地消についての講義及び調理実習等の実施
14	世代間交流事業	核家族化・流動化社会の中で失われつつある異世代間の交流を促進することで、地域の教育力の向上を図る。	異なる世代の参加者が講師や受講生となり交流を図ることのできる講座の実施
15	人権男女共同参画事業	生涯学習の視点に立ち、幼児から高齢者に至るそれぞれのライフサイクルに応じた様々な学習機会を通して、人権尊重の意識を高める。	人権に関する映画上映、講演等の実施及び館報等による意識啓発
16	読書普及活動	活字離れによる国語力、コミュニケーション力の低下などが社会問題化する背景を受け、本の楽しさを知ってもらうための事業等を通し、地域住民の積極的な読書活動を推進する。	地域住民主体の読み聞かせ及びパネルシアター等の実施
17	育成・インリーダー研修	子どもたちの健全育成を図るための大人の役割について学ぶと共に、子ども会のリーダーを育成し、各町の子ども会活動の活性化を図る。	野外学習及び講習(デイキャンプなど)の実施

※ は必須事業

公民館講座の区分の見直し

(平成29年度)

- 家庭教育学級
- 子育て支援講座

→

(平成30年度)

子育て、親子支援

- ①親子ふれあい
(保護者と乳幼児とのふれあい講座)
- ②学び(子育て・発達・遊び・健康・食育等)
- ③育楽ライフ・リフレッシュ
- ④学び(子育て支援・理解)

- 少年教室
- 育成・インテグ-研修

→

青少年体験・チャレンジ活動

- ①青少年(児童・生徒・学生)を対象とした講座
- ②親子チャレンジ
(保護者と青少年とのチャレンジ講座)
- ③育成会支援研修
(インテグ-研修・育成会指導者研修)

など

- 生涯学習奨励員研修

→

生涯学習奨励員活動支援

- ①奨励員活動推進のための研修講座や学習会
(生涯学習活動や、地域の魅力などへの
視点・広がり・高まりを目的とした研修)
- ②奨励員活動への理解や自治会との連携を深める講座や学習会
(奨励員の活動(実践)発表会や、自治会長との合同研修など)
- ③地域づくりを高める、支える、育むための
奨励員の地域活動や地域行事への協力

など

- 自主学习グループ支援事業

→

自主学习グループ活動支援

- ①自習学習グループの活動支援に繋がる講座
- ②自主学习グループの立ち上げを目指す講座
- ③自主学习グループの会員増に繋がる取組

- 高齢者教室
- セカンドライフセミナー
- 地域づくり講座
- 人権男女共同参画事業
- 健康レディ講座

→

学び合い、人権、地域ふれあい

- ①暮らしの学び合い、人権
 - ・より良い生活をテーマとした講座
 - ・健康やライフスタイルの提案
 - ・人権講座
- ②交流・地域ふれあい
 - ・世代間交流・地域ふれあい講座(事業)
 - ・世代間交流につながる技能研修
 - ・地域の歴史・文化・地産などの伝承講座
 - ・文化祭への参加や出品を目指す講座

など

など

など

平成30年度 公民館及びコミュニティセンター職員研修計画

1 研修運営委員会について

各公民館長から推薦された職員で研修運営委員会を組織し、公民館職員を対象にした研修会の円滑な運営に向け、協議等を行う。

	期 日	時 間	内 容 等	会 場	備 考
1	4月18日(水)	15:30～17:00	第1回運営委員会	中央公民館 31研修室	○年間研修計画等について ○事業別研修会について
2	9月19日(水)	15:30～17:00	第2回運営委員会	中央公民館 31研修室	○実績発表会の進め方について
3	1月中旬	15:00～17:00	第3回運営委員会	中央公民館	○実績発表会資料作成

2 事業別研修会について

事業企画を円滑に進めるため、連携部署が行っている事業内容を学習するとともに、担当者同士の情報交換を行う。また、前年度の実績発表会にて助言いただいた内容を振り返り、情報共有を図り、今後の公民館事業の充実に役立てる。

	期 日	時 間	内 容 等	会 場	備 考
1	5月28日(月)	15:00～17:00	事業別研修会	中央公民館	子育て・親子支援担当者
2	5月30日(水)			中央公民館	青少年体験・チャレンジ活動担当者
3	6月1日(金)			中央公民館	生涯学習奨励員活動支援担当者
4	6月4日(月)			中央公民館	自主学習グループ活動支援担当者
5	6月6日(水)			中央公民館	学び合い、人権、地域ふれあい担当者
6	6月8日(金)			中央公民館	文化祭担当者

3 実績発表会について

市内16公民館が取り組んできた講座や学級の実施結果の報告会として開催。各ブロックにテーマを振り分け、外部評価者をオブザーバーとして招き、公民館事業を幅広く周知する。

- ①成果や課題について、事業別に担当者が集まって情報交換を行うことにより、今後の公民館の充実に役立てる。
- ②実績発表を通して、職員のファシリテート力、コーディネート力、伝える力を養う機会とする。
- ③事業別で関係する協力団体及び外部団体に実務的視点で評価いただくことで、幅広い視野で企画、運営に繋げる。

	期 日	時 間	内 容 等	会 場	備 考
1	2月中旬から	15:00～17:00	実績発表会	第2回研修運営委員会にて協議	子育て・親子支援担当者
2					青少年体験・チャレンジ活動担当者
3					生涯学習奨励員活動支援担当者
4					自主学習グループ活動支援担当者
5					学び合い、人権、地域ふれあい担当者
6					文化祭担当者

4 コミュニティセンター研修について

コミュニティセンターの社会教育機能の充実を図る。

	期 日	時 間	内 容 等	会 場	備 考
1	5月24日(木)	15:00～17:00	昨年度事業振り返り 情報交換	中央公民館	
2	7月5日(木)	15:00～17:00	講義 「子どもを取り巻く環境と地域のつながり」	第二 コミュニティセンター	講師：群馬県教育委員会事務局 中部教育事務所社会教育主事
3	8月7日(火)	15:00～17:00	講義 仮題：「現代における子育て中の家庭環境」	第三 コミュニティセンター	講師：群馬県教育委員会事務局生涯学習課 社会教育主事
4	8月30日(木)	15:00～17:00	チラシづくりのコツ	中央公民館	
5	9月27日(木)	15:00～17:00	未定	第五 コミュニティセンター	
6	10月25日(木)	15:00～17:00		中央公民館	
7	11月29日(木)	15:00～17:00		中央公民館	
8	12月(未定)	15:00～17:00		中央公民館	
9	1月31日(木)	15:00～17:00		中央公民館	
10	2月28日(木)	15:00～17:00	平成30年度実績発表会	中央公民館	

5 その他の研修について

	期 日	時 間	内 容 等	会 場	備 考
1	4月25日(水)	15:30～17:00	初任者研修会	中央公民館 501学習室	
2	6月7日(木)	14:00～16:30	第1回全体研修会	群馬県 生涯学習センター	中部教育事務所「中部地区社会教育関係職員等 研修講座」に参加
研修運営委員会や事業別研修会等で検討(年間2～3回程度を予定)					

6 ワーキングチーム研究会について

公民館職員でワーキングチームを組織し、以下のねらいをもって取り組みます。

- ①社会的課題や地域全般で抱える課題に対し、解決にむけた研究を行い、公民館主催社会教育事業の充実に資する。
- ②職員間の情報交換・共有の場とし、職員全体の資質向上に繋げる。

	期 日	時 間	内 容 等	会 場	備 考
1	7月下旬	15:00～17:00	ワーキングチーム研究会①	中央公民館	2回目以降は、メンバーにより協議

前橋市公民館運営審議会の概要

1 公民館運営審議会の役割

前橋市の公民館の管理・運営等、自然体の公民館のあり方について意見を述べるだけでなく、必要に応じて諸計画や答申を作成する。

公民館運営審議会については、社会教育法・前橋市公民館条例で以下のとおり定められている。

☆社会教育法

第29条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第30条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、市町村の教育委員会が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の定数、任期その他必要な事項は、市町村の条例で定める。

☆前橋市公民館条例

第7条 法第29条第1項の規定に基づき、前橋市公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を前橋市中央公民館に置く。

2 その他の公民館に前橋市公民館運営推進委員会を置くことができる。

第8条 審議会の委員の定数は、20人以内とする。

第9条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験のある者

第10条 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 審議会の委員は、再任されることができる。

2 委員の構成

委員全15名のうち、学校教育関係者2名・社会教育関係者6名・家庭教育活動者2名・学識経験者3名・公募から2名。

3 活動計画

No.	開催予定日時	会議名	会場
1	平成30年7月3日(火) 14:00～	委嘱式及び第1回委員会	前橋市中央公民館
2	平成30年10月16日(火) 13:30～	第2回委員会	前橋市中央公民館
3	平成31年2月13日(水) 13:30～	第3回委員会	前橋市中央公民館

前橋市公民館運営審議会規則

昭和 30 年 6 月 13 日

教育委員会規則第 27 号

(目的)

第 1 条 前橋市公民館条例(昭和 30 年前橋市条例第 24 号)第 7 条に規定する前橋市公民館運営審議会(以下「審議会」という。)は館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとし、本規則の定めるところにより運営する。

(役員)

第 2 条 審議会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1 名

(2) 副委員長 1 名

2 役員を選出は、委員の互選による。

(役員の仕事)

第 3 条 委員長は、会務を総理する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるとき、これを代理する。

3 委員長、副委員長共に事故あるときは、委員の中で最年長者がこれを代行する。

(専門委員会)

第 4 条 審議会は、必要により専門委員会を設けることができる。

2 専門委員は、委員長がこれを委嘱する。

(会議)

第 5 条 会議は、中央公民館長の要請により委員長がこれを招集する。

2 会議は委員の半数以上の出席をもって成立し、議事は出席委員の過半数をもって決する。

(委任)

第 6 条 この規則施行について必要な事項は、教育長にはかり中央公民館長がこれを定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 37 年 11 月 1 日委員会規則第 7 号)

この規則は、公布の日から施行する。

前橋市公民館運営審議会 研究課題・諮問内容及び活動一覧

- 16年度 研究協議「中央公民館のあり方について」
- 17年度 「中央公民館の旧リヴィン跡地への移転について」研究報告書にまとめ
- 18年度 第47回関東甲信越静公民館研究大会(群馬大会)への参加協力
開催地：前橋市
- 18年度 研究協議「地域還元型の公民館事業の充実について」
- 19年度 研究協議「地域還元型の公民館事業の充実について」
- 20年度 研究協議なし
- 21年度 研究協議なし
- 22年度 研究協議「公民館の運営状況に関する評価基準について」
- 23年度 平成23年12月20日付け 島田委員長・目黒副委員長から
研究協議「公民館の運営状況に関する評価基準について」の報告を受ける。
- 24年度 課題事項「前橋市中央公民館事業 高齢者教室『明寿大学』の在り方について」
- 25年度 課題事項「子どもたちと公民館について」
中央公民館・東公民館・永明公民館からの事例発表
- 26年度 研究協議「既存事業など公民館主催の社会教育事業の内容や運営等の改善について」
- 27年度 研究協議 同上
- 28年度 研究協議「子どもの頃から親しむ公民館づくり」
- 29年度 研究協議同上

○「第七次前橋市総合計画」における「行動指針」と本計画における「人づくりの4つのステージ」との関係性

